まどか広場　使用の手引

令和４年８月

大野城市

総務財政部 財産管理課

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１　広場の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２　広場の使用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３　広場の使用の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４　使用時間、期間等
（１）使用時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（２）使用期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５　広場の使用料
（１）広場の使用料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（２）使用料の納入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（３）使用料の減免　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
６　設備の使用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
７　制限事項
（１）使用許可の制限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（２）禁止行為　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（３）使用許可の取消し等　・・・・・・・・・・・・・・・・　６
８　管理責任、留意事項など
（１）管理責任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（２）運営・使用上の留意事項　・・・・・・・・・・・・・・　７
９　使用料の還付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
10 その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
【参考資料】
申請書類一式

はじめに

まどか広場（以下「広場」という。）は、市民憩いの場としての市民広場、にぎわいの創出、交流の場、地域の活性化のためのイベント会場、災害時の危険を回避するための一時避難場所など、多様な機能・使途を有する芝生の広場として整備いたしました。

「まどか広場　使用の手引」（以下「手引」という。）は、広場を使用される方に、広場の設置目的に即し、適正かつ安全に使用していただくとともに、使用する際の手続き等を円滑に行うため、基本ルール、申請方法、留意事項等を取りまとめたものです。

広場を使用される皆様におかれましては、手引や関係法令を十分理解し遵守した上で、広場の特性や来場者の安全面に最大限配慮した、円滑な運営を行っていただくようお願いいたします。

1　広場の概要

・所在地

大野城市役所庁舎内（福岡県大野城市曙町二丁目２番１号）

・面積及び設備

全体

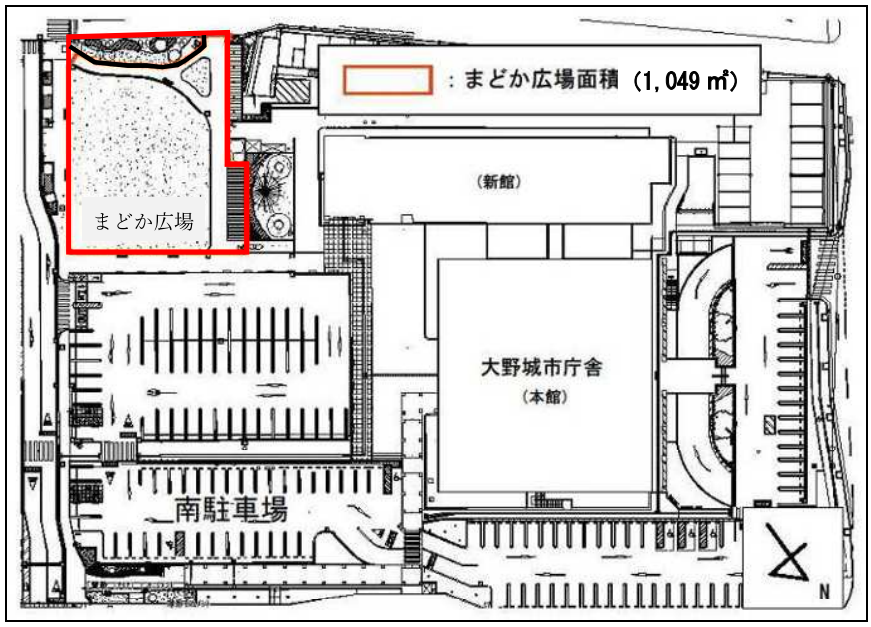

詳細

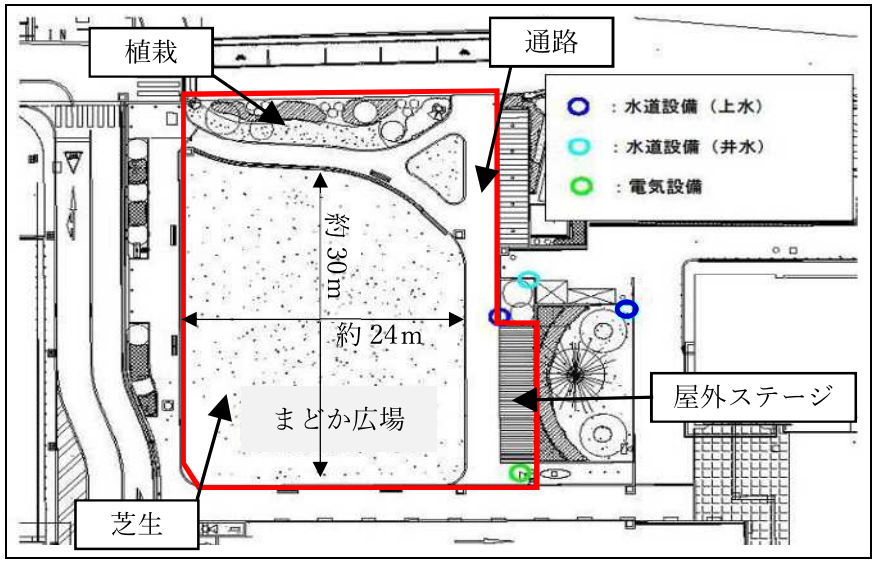

・面積・・・1,049 ㎡

（芝生 712 ㎡、屋外ステージ 39 ㎡、通路 208 ㎡、植栽 90 ㎡）

・設備・・・水道設備：上水（2 箇所）、井水（1 箇所）

電気設備：1 箇所

２　広場の使用について

○　広場は、管理上支障のない範囲で、にぎわいの創出、交流の場、地域の活性化等に係る事業や公益上必要と認めるとき、使用することができます。

○　広場を使用するには、事前の申請が必要です。

【使用の申請】
- 受付開始　：使用開始日の３か月前の日から
- 受付時間　：午前８時３０分から午後５時まで
  （日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始を除く。）
- 使用の範囲：芝生、屋外ステージ、通路（面積　計 959 ㎡）

○　広場の使用を希望するときは、次の「３　広場の使用の流れ」に沿って、手続きを進めてください。

３　広場の使用の流れ

①　空き状況の確認

使用を希望する日の空き状況を、財産管理課に確認してください。

〒816－8510　大野城市曙町２－２－１（市庁舎新館３階）
総務財政部 財産管理課 管財担当
電話　：０９２－５８０－１８２４
ＦＡＸ：０９２－５７２－８４３２

②　事前相談

イベントの概要等が分かる資料により、財産管理課に事前相談してください。
上記の受付開始（使用開始日の３か月前）より前でも相談できます。

③　申請書の提出

事前相談の内容確認後、財産管理課から申請者に連絡をします。連絡がありましたら、申請書類に必要事項を記入の上、使用日の１４日前までに提出してください。

【申請書類】
- 「まどか広場使用許可申請書」（必須）
- 「まどか広場使用料減額（免除）申請書」（該当する場合のみ）

※申請書は、本手引に添付しております。
　なお、市ホームページからもダウンロードできます。

④　使用許可と使用料の納入

市（財産管理課）で内容を審査し、「使用許可書」と使用料の「納入通知書」を申請者に送付します。

・使用内容によって使用許可に条件を付ける場合があります。
・「使用許可書」は、使用が終わるまで大切に保管してください。
・「納入通知書」を受け取りましたら、使用料を必ず納入期限日までに指定の金融機関で納めてください。

⑤　使用の変更

「使用許可書」の交付を受けた後に、使用する内容を変更する場合には、使用する日の 10 日前までに変更申請の書類を提出してください。

【変更申請の書類】
・「まどか広場使用許可変更申請書」
　「使用許可書」（原本）を添付してください。
※申請書は、本手引に添付しております。
　なお、市ホームページからもダウンロードできます。

市（財産管理課）で内容を審査し、「まどか広場使用変更許可書」を申請者に送付します。

４　使用時間、期間等

（1）　使用時間

○　午前８時 30 分から午後５時までとします。

○　イベントの内容等により必要があると認める場合は、市と使用者が協議をして、変更を認めるときがあります。なお、イベント時に大きな音が発生する場合などは、周辺住民の皆さんへの影響を踏まえ、変更する時間を設定します。

（2）　使用期間

○　使用する期間は、引き続き３日を超えることはできません。

○　ただし、イベントの内容等により必要があると認める場合は、市と使用者が協議をして、変更を認めるときがあります。

５　広場の使用料

（１）　広場の使用料

○　使用料は、大野城市行政財産使用料条例に基づき算出します。

○　使用料の額は、年度により異なりますので、詳細は財産管理課までご確認ください。　【参考】令和４年度の使用料：17,330 円/日

（２）　使用料の納入

使用許可書とともに送付する納入通知書により、使用料を必ず納入期限日までに指定の金融機関で納めてください。

（３）　使用料の減免

下記の事項に該当する場合は、使用料が減免される場合があります。該当する場合は、使用申請時に「まどか広場使用料減額（免除）申請書」を提出してください。

- 国又は地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に使用する場合
- 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用する場合
- 上記のほか、市長が必要と認める場合

６　設備の使用

○　広場の設備（電気・水道）を使用する場合は、使用者が使用量に応じ、使用料（実費）を負担してください。使用後に、納入通知書を送付しますので、必ず納入期限日までに指定の金融機関で納めてください。

○　電気を使用する場合は、延長コード等が必要です。事前に財産管理課に確認のうえ、使用日の前日までに財産管理課に延長コード等をお預けください。

７　制限事項

（１）　使用許可の制限

次に掲げる事項に該当すると認めるときは、使用を許可しません。

- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- 広場を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- その他広場の管理上支障があると認められるとき。

また、次の⑵禁止行為に該当すると思われる申請内容に対しても、使用を許可しません。（イベントの内容等により、市の許可を得て行う場合を除く。）

（2） 禁止行為

次に掲げる行為をしてはいけません。イベントの実施中に、これらの禁止行為が確認された場合は、直ちに使用の中止を命じます。これにより生じた損害については、一切の責任を負いません。

① 喫煙し又は火気を取り扱う行為
② 火災、爆発その他の危険が生じるおそれがある危険物を持ち込む行為
③ 広場の附属設備等を損傷し、又は滅失する行為
④ 広場の樹木を伐採し、又は採取する行為
⑤ ごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
⑥ 車両を乗り入れ、又は駐車する行為
⑦ 犬などの動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携行する行為
⑧ 野球、ゴルフなどの球技を行うこと
⑨ ドローン等を飛行させる行為
⑩ その他広場の使用及び管理に支障がある行為

なお、イベントの内容等により、市の許可を得て行う場合は、上記の限りではありません。火気器具類（プロパンガス、カセットコンロ、発動発電機等）を使用することが認められた場合は、安全管理体制を確保し、遅滞なく消防署への火気使用の届出を行ってください。

（3） 使用許可の取消し等

次に掲げる事項に該当すると認めるときは、使用の許可を変更、停止、取消し、をすることがあります。

- 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- 納付期限までに使用料の納付がないとき。
- その他広場の管理運営上必要があるとき。

8 管理責任、留意事項など

（1） 管理責任

○ 広場内の警備や、来場者の整理、避難誘導、苦情対応などイベント開催によって発生する事案は、使用者の責任で対応してください。

○ 使用期間中に発生した事故については、使用者自身のみならず関係業者や参加

者の行為であっても、すべて使用者に責任を負っていただきます。したがって、事故防止には万全を期してください。万が一、事故が発生した場合は、すみやかに警察など関係機関へ連絡後、財産管理課へ報告してください。

○　イベントを実施する場合は、関係法令（消防法、建築基準法、食品衛生法等）やこの手引の記載事項を遵守してください。また、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者の責任のもと、必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。万一、届出等の不備により開催できなくなった場合においても、市は一切の責任を負いません。

○　使用責任者は、使用当日、必ず連絡を取れるようにしてください。

○　広場は、許可した使用目的以外で使用することはできません。また、使用許可に係る権利を他人に譲渡または使用させることはできません。

（2）　運営・使用上の留意事項

①　音響設備、臭い、煙等

イベント実施時に音、臭い、煙等が発生する場合は、事前に財産管理課と協議を行ってください。また、周辺住民・事業者等から騒音苦情を寄せられたときは、使用者において対応してください。

なお、状況により音量制限、音量発生の時間の制限等をしていただくことがあります。

②　安全対策

- 設営から片付けまで全工程につき安全対策を適切に講じてください。
- 物品の搬入搬出の際は、誘導員を配置する等事故防止対策を講じてください。
- イベントで使用する備品などは設置から撤去まで事故及び盗難防止のため、警備員配置などの措置を行ってください。
- 食品を提供する場合、食品衛生法に基づく営業許可が必要な場合があるので、所管する保健所に問い合わせてください。

③　芝の保全

芝生が損傷すると元の状態に戻るまで時間がかかり、広場の使用に支障が生じるため、次のとおり制約を設けています。

- ステージや大規模なテントなどを設置する場合は、芝生の局所的な陥没防止のため、コンパネを敷くなど面による保護を行ってください。ピン等を打ち付けることはできません。
- （許可を得て）芝生上で火気を使用する際は、芝生の上にブルーシート、コンパネ、石膏ボード等を敷き、机等の上に火を発生させる機材を設置し、芝生が燃え

ないようにしてください。

④　原状回復・損害賠償

広場の使用後は、原状に回復させ、広場内で発生したゴミ等は、当日全て持ち帰ってください。

広場の設備、樹木、芝生等に破損が確認された場合は、使用者に、現状に回復または損害の賠償をしていただきます。

⑤　その他

広場内は終日禁煙です。

９　使用料の還付

災害など使用者の責めに帰することのできない事由（ただし、雨天等の天候不良は除く。）により使用できない場合、又は公益上やむを得ない事由により使用許可を取り消した場合は、納入済みの使用料を還付します。

※大規模災害により、広場を一時避難場所や臨時駐車場として使用する場合や新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令などにより、広場の使用ができなくなった場合が対象です。

上記以外の事由や使用者の都合により使用許可を取り消した場合は、納入済みの使用料は、返還いたしません。

１０　その他

○　イベント開催後、報告書（イベント前、中、後の写真、施設の使用状況等）を提出してもらう場合があります。

○　その他、この手引に記載のない事項については、市が定めるものとします。

【問合せ先】
〒８１６－８５１０
大野城市曙町２－２－１（市庁舎新館３階）
大野城市総務財政部財産管理課 管財担当
電話 ０９２－５８０－１８２４
FAX ０９２－５７２－８４３２

様式第１号（第３条関係）

まどか広場使用許可申請書

年　　月　　日

大野城市長　宛

申請者

住　　所

氏　　名（ふりがな）

（団体にあっては、所在地並びに団体名及び代表者氏名）

生年月日

性　　別

まどか広場を使用したいので、まどか広場の管理等に関する規則（令和４年規則第30号）第３条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、大野城市暴力団排除条例（平成22年条例第12号）の趣旨に基づき、必要に応じて氏名、生年月日、性別等を警察署に照会することに同意します。

記

行事名、 使用目的			
使用期間	年　月　日（　）　時　　～　　年　月　日（　）　時		
使用予定人数	人	来場人数（見込み）	人
使用責任者	氏名　　電話番号		
特記事項			

様式第４号（第６条関係）

まどか広場使用許可変更申請書

年　　月　　日

大野城市長　宛

申請者

住　　所

氏　　名

（団体にあっては、所在地並びに団体名及び代表者氏名）

年　　月　　日付け　第　　号で許可を受けたまどか広場の使用について、下記のとおり変更したいので、まどか広場の管理等に関する規則（令和４年規則第30号）第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用許可番号	年　　月　　日付け　　第　　号	
変更事項	【変 更 前】	【変 更 後】
①　使用予定日時	年　月　日（　）　時　～ 年　月　日（　）　時	年　月　日（　）　時　～ 年　月　日（　）　時
②　その他		
備考		

様式第８号（第10条関係）

まどか広場使用料減額（免除）申請書

年　　月　　日

大野城市長　宛

申請者

住　　所

氏　　名

（団体にあっては、所在地並びに団体名及び代表者氏名）

まどか広場使用料の減額（免除）を受けたいので、まどか広場の管理等に関する規則（令和４年規則第30号）第10条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

許可番号	
減免理由	大野城市行政財産使用料条例（昭和61年条例第３号）第３条に該当 □　国又は他の地方公共団体等が、公用又は公共用に使用する。 □　公共的団体又は公益団体が、その事務又は事業のために使用する。 □　その他

まどか広場使用報告書

年　　月　　日

大野城市長　　宛

住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日付け（　　第　　号）で使用許可があったまどか広場の使用について下記のとおり報告します。

記

行 事 名	
使用目的	
使用期間	年　月　日（　）　時　　～　　年　月　日（　）　時
使用人数	
来場者数	
使用状況	※別紙に写真を添付
特記事項	